

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和2年10月27日
発信課	旭川市福祉保険部 長寿社会課
担当者	地域包括ケア推進係 西島
連絡先	電話 内線:5311 直通:25-9797
	FAX 29-6404
	E-mail choiushakai@city.asahikawa.lg.jp

分類	その他
日程	月 日 ~ 月 日
発表項目 (行事名)	<p>介護人材の確保事業を実施します！</p> <p>①「旭川市介護助手を活用した労働環境改善促進事業」</p> <p>②「旭川市介護の仕事チャレンジ事業」</p>
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>(1) 事業目的</p> <p>介護・福祉サービス事業所において、特に資格がなくても従事することができる介護の周辺業務を、介護助手に担ってもらうことにより、職員の業務負担軽減や専門性の高い業務に集中できる労働環境の改善を図り、介護職員の職場定着と介護人材の確保を促進させることを目的としています。</p> <p>①については、地域の高齢者を介護助手として雇用します。 ②については、市内の高校・大学生等を介護助手として雇用します。学生の雇用については、実際の介護現場で就労することを通して、職業理解の促進や業界へのマイナスイメージの払拭等を図り、介護職の魅力向上と若年層の人材確保を目指すことも目的の一つとしています。</p> <p>(2) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の業務見直し、介護助手が担う周辺業務の切り出し ・介護助手の採用に向けた説明会、就労マッチング ・介護助手として短期雇用(3か月、学生の場合は1か月～3か月) ・効果検証、報告 <p style="margin-left: 20px;">などを各事業所が実施。市は、この取組に係る経費の一部を補助。</p> <p>(3) 実施事業所</p> <p>①旭川市介護助手を活用した労働環境改善促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所「グレイス」(東光8条7丁目 Tel 34-0488) ・障害者支援施設「敬愛園」(末広8条6丁目 Tel 55-5545) <p style="margin-left: 20px;">*他1事業所でも実施の予定ですが、現在選定中です。</p> <p>②旭川市介護の仕事チャレンジ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設「フェニックス」(豊岡13条1丁目 Tel34-8181) ・特別養護老人ホーム「宏生苑」(東旭川上兵村556番地4 Tel37-3885)
添付資料	<p style="text-align: center;">有 (実施概要)</p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>
報道(取材)に 当たってのお願い	<ul style="list-style-type: none"> ・①の地域の高齢者を介護助手として雇用する取組は、通所系の高齢者施設では初めての実施となります。また、今回初めて障害者施設でもこの取組を実施します。 ・②の学生を雇用する取組は、今年度からの新規事業です。 ・各事業所において、介護助手の募集をはじめますので、広く周知を図りたいと考えています。ぜひ、報道をお願いします。
備考	

【令和2年度 旭川市介護助手を活用した労働環境改善促進事業実施概要】

1 目的

介護・障害福祉サービス事業所が実施する、介護職及び生活支援員の業務見直しと地域の高齢者等を介護助手として雇用する取組を支援し、職員の業務負担軽減や専門性の高い業務に集中できる労働環境の改善を図り、職員の職場定着と介護・福祉人材の確保を促進させる。併せて、就労を通じた高齢者等の社会参加機会の創出や生きがいづくり・介護予防の促進にもつなげる。

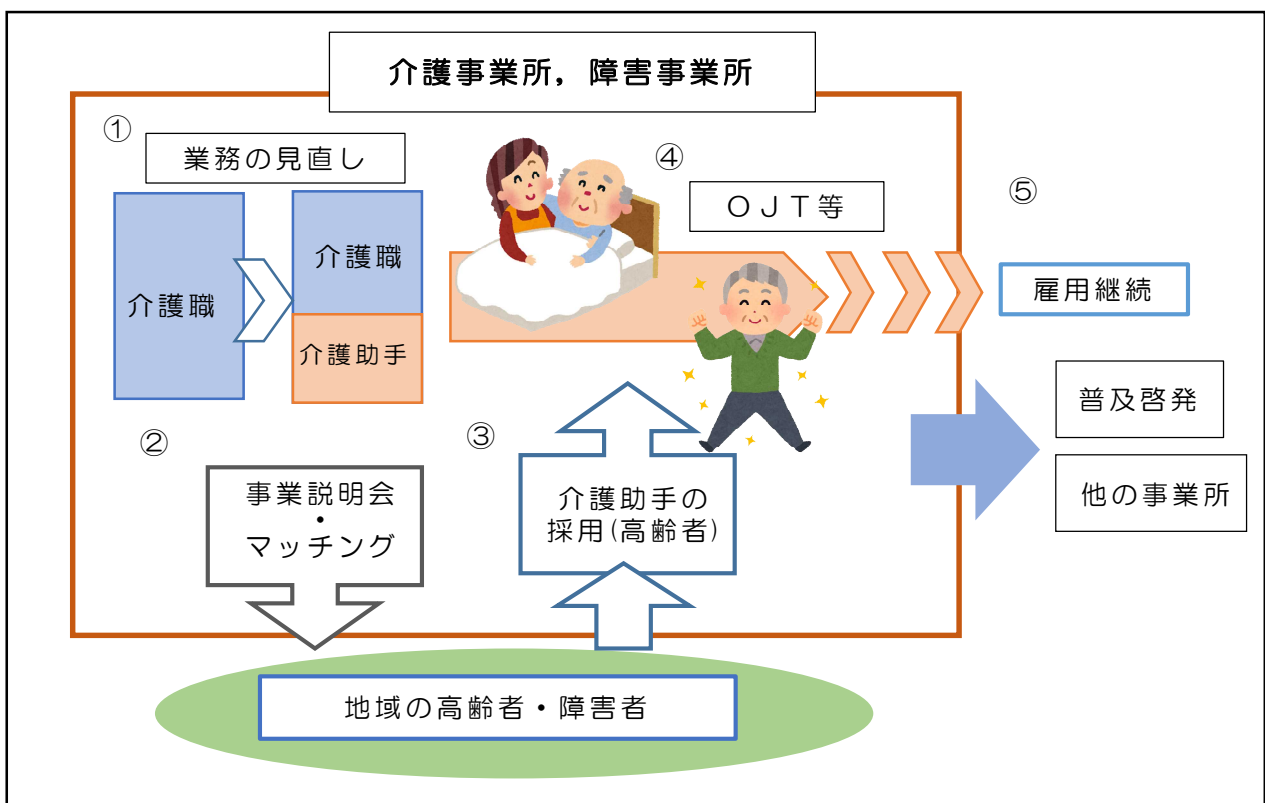
2 事業内容

- (1) 事業対象者は以下の全ての取組を実施する。
 - ① 事業の企画、評価等を行う企画評価委員会の設置・運営
 - ② 事業所内の業務見直し及び介護業務と周辺業務の整理
 - ③ 介護助手採用に向けた、地域での事業説明会及び就労マッチング
 - ④ 地域の高齢者等を介護助手として短期（3か月）雇用
 - ⑤ 介護助手に対する職場内研修の実施
 - ⑥ 事業報告及び効果の検証
- (2) 市は、上記の取組に係る費用の一部を補助金として交付する。

3 実施事業所

- (1) 高齢者施設
 - ・ 通所介護（地域密着型、認知症対応型含）、通所リハビリテーション事業所から1事業所
 - ・ 小規模多機能型居宅介護支援事業所から1事業所
- (2) 障害者支援施設から1事業所

4 事業イメージ



【令和2年度 介護の仕事チャレンジ事業実施概要】

1 目的

介護サービス事業所において、介護職の業務見直しと仕事の切り分けを行い、専門性の低い周辺業務の担い手として市内の高校・短大・大学等に在籍する学生を介護助手として雇用。介護職員の業務負担軽減や労働環境の改善を図るとともに、実際の介護現場で就労することを通して、介護職の職業理解促進や業界への先入観・間違ったイメージの払拭等を図り、魅力向上と将来的な若年層の人材確保を目指す。

2 事業内容

(1) 事業対象者は、以下の全ての取組を実施する。

- ① 事業所内の業務見直し及び介護業務と周辺業務の整理
- ② 就労マッチングの後、介護助手として雇用(1か月～3か月)
- ③ 職場内研修の実施
- ④ 事業報告及び効果の検証
- ⑤ 事業成果の普及(学生による就労体験の発信を含む)

(2) 市は、上記の取組に係る費用の一部を補助金として交付する。

3 実施事業所

特別養護老人ホーム、老人保健施設から各1事業所

4 事業イメージ

